

動きだす法教育となるか？

江口勇治
附属学校教育局教授

はじめに

筆者は、社会科・公民科の教師を目指す学生に教科教育法を講義してきた。今は勤務地が東京キャンパスになり、附属学校の先生方との研究交流を中心に、筑波キャンパスで一部教職の科目を担当している。そんな二足のわらじを履くことを自ら望んだのには、少し訳がある。日本の子どもたちにも、法や司法の初歩や基礎・基本を学ぶ機会を提供できる道を見つけるには、東京での活動が避けられないと思ったからである。ここでは、その一こまを紹介してみたい。

1. 法や司法は誰のもの？

この素朴な疑問は、筑波大学に赴任する前からあった。少なくともそれらは、国民や市民が支えるものであろうと思う。ところが実際にはかなり遠いところにあり、ある種、議員や法曹専門家の占有物になっていることを実感した。そしてそのイメージ

や事実を作るひとつの要因に、学校での教育が関係していることが気になった。たとえば現行の『学習指導要領解説・公民編』「政治・経済」の科目の作成協力に参加したが、科目名がまさに「政治」と「経済」であり、「法や司法」はその付隨物的扱いであることに驚いた。会議で「法と国民生活」といった選択科目がお隣りの韓国で生まれたこと、アメリカでは法(関連)教育(Law-Related Education)がかなりの規模で学校で展開していることなどを話しても日本はそうではないといった感じで、暖簾に腕押しに近かった。いや、法や司法の教育より憲法教育でよいということだったと思う。

しかし欧米各国やアジアの一部を見渡したとき、自分たちの国の法体系や法過程、あるいは法理念を学ぶのは、それほど可笑しなことではない。感受性の豊かな幼少期青年期にこそ、むしろ法や司法の初歩や基本は伝えるべきことではないかと痛切に感

じはじめた。そこで、その旗振りをひとつ
の課題にしてみようと思い、東京キャンバ
ス周辺で漫歩することになる。

2. 法教育って何と聞かれつつ

今でこそ次のような記事に出会う。「政
府は17日、首相官邸で「裁判員関連等連絡
会議」の初会合を開き、重大な刑事裁判へ
の参加を義務付けた同制度の2009年の導
入に向け8月までに行動計画を策定する方
針を決めた。行動計画には、国民に理解を
深めてもらう広報・啓発活動や小中学生
への法教育の充実、……などの対応策を盛
り込む」(2005年3月18日／共同通信)。要
するに裁判員制度導入もあるので、法や司
法の基礎・基本を学習する時間を充実した
いということである。司法制度改革審議会
等の政府レベルでは「司法教育の充実」は、
ここ数年謳われはじめていたが、司法だけ
を伝えるばかりでなく、その背景にある法
も伝える必要から法教育と呼んだことにな
る。

実は、法教育は筆者の造語に近い。アメ
リカの‘Law-Related Education’と似たもの
ができるないかと思った時「関連する」とい
うと、何と何とが、どのような形や利害で
関連するのかといった、少し面倒臭い議論
になるので、あっさり憲法教育の「憲」を
抜いて、もっと広い意味があるのでと考え

た方が普及しやすいのではないかと、ある
面ではいい加減に考えた。

ただし意味する学習はやはり個別具体的
に紹介したほうがいいと思い、アメリカの
ある団体の小学生用の教科書を『わたした
ちと法：権威、プライバシー、責任、そし
て正義』と題して最初に訳出した。

そしてこの訳本を片手に、外商と漫遊に
東京周辺に、出かけたのである。最初の相
手は、関東弁護士会連合会の茨城の弁護士
と日本弁護士連合会の広報室長の弁護士で
ある。いやこの方は、むしろ筆者と意を
同じくしていた。法、司法がもっと国民・
市民に見えることが大切だと考えていたた
め、アメリカ型法教育の日本版ができる
かとむしろお互いに団結した。その過程で
2回ほど一緒にアメリカの学校や機関を訪
問し、「日本の法教育とは○○だと」とお互
いに同意することになる。ここまで来ると、
次は法務省の司法制度改革にかかわる方々
へのいわばスクラムによる接近であったか
もしれない。ことは順風満帆に見えるが、
そうでもない。しかしある時期、日本弁護
士連合会の中に「市民のための法教育委員
会」という常置委員会ができたことは、そ
の後の動きを加速させたと思っている。

3. 法教育として論点整理をみんなで！

ある法務省司法法制部付の検事経験者が

2年前の今頃、東京キャンパスの研究室を尋ねられ、司法教育ではなく、法教育として、今後法務省において研究会をやってみたいと提案がある。これは千載一遇のチャンス、早速頑張って手伝いますと伝え、16回あまりの会議を重ねた。あわせて北欧の法や司法の教育の調査まで行かせてもらった。この調査での弁護士と検事経験者との激論は今でも忘れられないが、筆者もその議論に関わりながらいろいろなことを学ばせて頂いた。

そしてこの法務省・法教育研究会の成果が、昨秋提出された『我が国における法教育の普及・発展を目指してー新たな時代の自由かつ公正な社会の担い手をはぐくむためにー』(平成16年11月4日)である。この報告書の核心のひとつは、次のことだろうと思う。

「法律専門家ではない一般の人々が、法や司法制度、これらの基礎になっている価値を理解し、法的な考え方を身に付けるための教育を特に意味するものである。これは法曹養成のための法学教育などとは異なり、法律専門家ではない一般の人々が対象であること、法律の条文や制度を覚える知識型の教育ではなく、法やルールの背景にある価値観や司法制度の機能、意義を考える思考型の教育であること、社会に参加することの重要性を意識づける社会参加型の

教育であることに大きな特色がある」。

この定義は、アメリカのものとかなり類似している。法学から「学」を抜くことにも、意味があると思っている。

ところでこの研究会は、本当に若いいろいろな方面の人々で構成されていた。筆者は50歳を出たばかりでもっとも年齢高く、中でも座長を務めたのは京都大学の憲法学を専攻する30代の俊英な教授であった。この座長のもとで、多くの参加者が実に奇てらうことなく、それぞれに議論に参加し、意思を調整・整理し、必要な論点を子どもたちの教育へと結びつけたことは、出来はどうあれ、今後につなげられたという点でよい会であったと自画自賛している。

こうして現代教育の展開でのひとつのプロジェクトである法教育は、あるいは大きな流れを掴みつつあるのかもしれない。法教育の今後を、筆者なりに注視して行く責任を負ったと手前勝手に思っている。

おわりに

法教育なるものの中身にはあまりふれずに、その広がりや動きに着目して勝手な宣伝を書かせてもらったが、本当のこの教育の名媛人は、学校の教師と、その教師のもとで学習する子どもたち一人ひとりであろう。「自由かつ公正な社会」「法の支配が貫徹する社会」などと大げさに言うことな

く、教師や子どもたちが、みんなで、あるいはそれぞれに、「公正ってなに？」「責任てなに？」「プライバシーって、どこまで？」といった問い合わせを発し、その解決を試みることが、法教育の基本であろう。地に着いて、法や司法に向き合える学習としての法教育が、学校で展開されることを期待している。また実際に、動きだしてほしいと願っている。これが、地の利と時の運を生かすために、東京キャンパスへ二足のわらじを履くことを決めた、ひとつの理由であった。

(えぐち ゆうじ／社会科教育学)